

第3号様式

令和7年度第2回船橋市自立支援協議会会議録

(令和8年1月21日作成)

1 開催日時

令和7年11月20日(木) 10:00

2 開催場所

船橋市職員研修所 6階 601研修室

3 出席者

(1) 委員

清水博和委員、米村基子委員、小松直勝委員、山田晴子委員、原亮司委員、池田則子委員、奥山裕美委員、杉山拓哉委員、鈴木章浩委員、千日清委員、小松尚也委員、塚越明委員、鰐部裕実委員、星野美砂委員、白鳥敦子委員、和田亜希子委員、犬石志保子委員、稲見節男委員、佐藤裕美委員、三浦みどり委員

(2) 事務局

障害福祉課長、障害福祉課長補佐2名、障害福祉課係長5名、障害福祉課担当者4名、療育支援課長、療育支援課長補佐、療育支援課係長2名、療育支援課担当者2名、保健総務課係長、福祉政策課長、福祉政策課担当者、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、地域福祉課係長
〈見学者〉

令和7年度千葉県相談支援従事者現任研修受講者

(3) その他

なし

4 欠席者

篠原みちよ委員、山崎馨子委員、森哲也委員

5 議題及び公開・非公開の別

議題

- ① 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について
- ② 船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況について
- ③ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

- ④ 専門部会開催状況について
- ⑤ 令和8年7月の基準条例の制定・改正について（障害児入所施設、児発センター）
- ⑥ 「第4次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画」の令和6年度実績について
- ⑦ その他

公開・非公開の別
全て公開

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

1名

7 決定事項

- ・ 各議題にある報告の承認

8 議事

別添議事録を参照のこと

9 資料・特記事項

- ・ 資料1-1 障害者虐待対応状況集計表（令和4年度～令和6年度受理分）
- ・ 資料1-2 令和7年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
- ・ 資料2 令和7年度船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況
- ・ 資料3-1 地域生活支援拠点システム運営状況報告（令和7年9月末時点）
- ・ 資料3-2 令和7年度あんしんねっと緊急対応まとめ（令和7年9月末時点）
- ・ 資料4 専門部会の開催状況
- ・ 資料5-1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について
- ・ 資料5-2 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- ・ 資料6-1 第4次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況（令和6年度実績）
- ・ 資料6-2 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画の目標値に対する実績（令和6年度実績）
- ・ 資料7-1 重層的支援体制整備事業について
- ・ 資料7-2 重層的支援体制整備事業の実績について
- ・ 「就労選択支援」のご案内

10 問い合わせ先
障害福祉課計画係 (047-436-2307)

令和7年度第2回船橋市自立支援協議会 議事録

■開会

○事務局（障害福祉課長補佐）

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回船橋市自立支援協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議は、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日は、委員23名中20名のご出席をいただいております。

船橋市自立支援協議会設置運営要綱第7条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に、傍聴についてご連絡します。

船橋市自立支援協議会の会議公開の取扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。

本日は1名の傍聴者がおります。

また、千葉県相談支援従事者現任研修の受講者が実地研修として本会議を見学します。

それではご入室いただきます。

（傍聴者・千葉県相談支援従事者現任研修の受講者入室）

それでは、配布資料を確認いたします。

資料については事前に送付しております。

本日お持ちいただくようご案内を差し上げましたが、お持ちでしょうか。

お持ちでない方がいらっしゃいましたらお配りいたしますので挙手をお願いします。

では、配布資料の確認に移ります。

1. 次第

2. 席次表

3. 委員名簿

資料 1-1 障害者虐待対応状況集計表（令和4年度～令和6年度受理分）

資料 1-2 令和6年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧

資料 2 令和7年度船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況

資料 3-1 地域生活支援拠点システム運営状況報告（令和7年9月末時点）

資料 3-2 令和 7 年度あんしんねつと緊急対応まとめ（令和 7 年 9 月末時点）

資料 4 専門部会の開催状況

資料 6-1 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況（令和 6 年度実績）

資料 6-2 第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画の目標値に対する実績（令和 6 年度実績）

資料 7-1 重層的支援体制整備事業について

資料 7-2 重層的支援体制整備事業の実績について

また、当日資料として、

「就労選択支援」のご案内

資料 5-1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

資料 5-2 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

を皆様の机に置いております。

以上が配布資料となっています。すべて揃っていますでしょうか。

発言される際の留意事項ですが、ご発言の際にはお名前を最初にお話してくださいようお願い申し上げます。

手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮ください。

議事事項に入る前に、委員の変更がございましたのでお知らせいたします。

新たに、

公益社団法人 船橋歯科医師会

塚越 明 様

が、自立支援協議会委員として参加していただくこととなりました。

ここで、新たに委員になられた塚越委員から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

○塚越委員

船橋歯科医師会の塚越明と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

ありがとうございます。

それでは、これより議事進行を小松会長にお願いしたいと思います。

小松会長、よろしく願いいたします。

■議事① 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について

○小松会長

それでは、本日の議事事項に入ります。

議事①船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況についての報告でございます。

事務局から報告をお願いします。

○事務局（相談支援係長）

資料 1-1 をご説明します。

こちらは、障害者虐待に係る受理及び対応状況について令和 4 年度から令和 7 年 9 月末時点まで整理した表になります。

表の左 1 列の「虐待類型小計」をご覧ください。こちらは各年度の、障害者虐待の類型ごとの受理件数が記載されております。

それでは、表の右 4 列の「終結判断」をご覧ください。

令和 4 年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 6 件、虐待無しとして終結 0 件、判断しないとして終結 1 件であり、1 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 13 件が虐待有りとして終結 3 件、虐待無しとして終結 6 件、判断しないとして終結 4 件として対応が終結しております。

使用者虐待については、受理件数 3 件のうち、判断しないとして終結 3 件として対応が終結しております。

続いて、令和 5 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 13 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 8 件、虐待無しとして終結 2 件、判断しないとして終結 2 件であり、1 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 28 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 10 件、虐待無しとして終結 8 件、判断しないとして終結 10 件として対応が終結しております。

使用者虐待については、受理件数 4 件のうち、終結している案件は判断しないとして終結 4 件として対応が終結しております。

次に令和 6 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 10 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 7 件であり、3 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 22 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 12 件、虐待無しとして終結 5 件、判断しないとして終結 5 件として対応が終結しております。

使用者虐待については、受理件数 6 件のうち、終結している案件は判断しな

いとして終結 5 件、1 件については対応中でございます。

最後に令和 7 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、終結している案件は虐待無しとして終結 1 件であり、7 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 14 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 4 件であり、10 件については対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 2 件について対応中でございます。

対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告して参ります。

受理件数の全体の推移についてですが当年度は 9 月末時点で 24 件の受理件数となっております。

このペースでの通報が続けば、最終的に前年度と同程度の受理件数となることが予想されます。

資料 1-1 の説明は以上になります。

続いて、資料 1-2 をご説明します。

こちらは、虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和 7 年 9 月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和 7 年度の第 1 回目の会議は 5 月 21 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 11 件、使用者虐待は 4 件でした。

第 2 回目の会議は 8 月 13 日に行われており、件数は、養護者虐待が 2 件、施設虐待が 6 件、使用者虐待は 1 件でした。

以上、2 回の会議結果を踏まえての終結等の協議状況について、事務局より協議状況のみご報告します。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

それでは、表の合計のところをご覧ください。

養護者虐待について協議案件累計 6 件のうち、虐待の疑いありとして終結 5 件、虐待の疑いなしとして終結 1 件となっております。

施設虐待について、協議案件累計 17 件のうち、虐待の疑い有りとして終結 12 件、虐待の疑いなしとして終結 1 件、虐待の判断に至らず終結 2 件、虐待の判断に至らず継続 2 件となっております。

使用者虐待について、報告案件累計 5 件のうち、虐待の判断に至らず県に報告として終結 5 件となっております。

資料 1-1、1-2 についての説明は以上です。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。
令和 7 年度の件数が大体昨年度並みになるという報告だったと思いますが、
そう変わりはないということでよろしいでしょうか。
それでは次に進みたいと思います。

■議事② 船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況について

○小松会長

議事②船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況についての報告でござ
います。

事務局から報告をお願いします。

○事務局（相談支援係長）

障害者差別解消支援地域協議会の令和 7 年度開催状況についてご説明します。
資料 2 をご覧ください。

「障害者差別解消支援地域協議会」は、「障害を理由とする差別の解消の推進
に関する法律」に基づき、市が平成 29 年 5 月に設置したものです。

この協議会は、障害者差別に係る相談事例の共有及び意見交換等を行うこと
により、参加関係機関の相互理解、ネットワークの構築等を通じ差別解消の取り
組みが推進されることにより、障害のある人もない人も共生する社会の実現に
資することを目的としております。

第 1 回は令和 7 年 9 月 16 日に開催いたしました。

議事事項 1 では、障害と障害のある人への理解啓発を目的とした障害者理解啓
発ポスターの入選作品を選定いたしました。今年度は 26 点の応募をいただき、
そのうち 1 点を入選作品として選定いたしました。

入選作品については障害者理解に関する広報用ポスターに使用し、入選作品
及び優秀作品については作品集を発行予定です。

議事事項 2 では、障害者差別事例の共有及び意見交換を行いました。

以上が差別解消支援地域協議会の開催状況の報告となります。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

○山田委員

この協議会は毎年夏休みの期間に小学生からポスター作品を募集しており、
子供たちへの障害者理解啓発の取り組みとなっています。作品選定は協議会委

員にとっても楽しい作業です。

もう一つの重要な活動として事例の共有・意見交換があり、様々な立場の委員が集まっているため、非常に有効な意見交換の場となっています。特に障害のある方に関わる団体だけでなく、一般企業など様々な立場の方が参加しており、この多様性を大事にしていきたいと考えています。

○小松会長

選定されたポスターを見せていただけますか。

○事務局（障害福祉課長）

すみません、今ポスターを取りに行っています。

○小松会長

他の議事の途中に持ってきていただいても構いません。

ほかにないようでしたら、次に進みます。

■議題③ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

○小松会長

議事③地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告でございます。
事務局から報告をお願いします。

○事務局（相談支援係長）

地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料 3-1 をご覧ください。なお、本資料は令和 7 年 9 月末時点のデータとなっております。

まず、1. 緊急受け入れ対応状況についてです。

緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設等を調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議・調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。

今年度は 9 月末時点で 15 件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害 6 件、知的障害 7 件、身体障害 2 件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料 3-2 をご覧ください。緊急対応状況の詳細を記録した表となります。拠点コーディネーターは、短期入所施設やグループホームといった社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

それでは、資料 3-1 に戻ります。

2. 事前登録状況についてです。

緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立ております。

令和 7 年 9 月末時点で 469 人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害 77 人、知的障害 291 人、身体障害 22 人、身体・知的重複 56 人、精神・知的重複 14 人、身体・精神重複 7 人、三障害重複 2 人となっております。

こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めてまいります。

資料をめくっていただき、3. グループホーム連絡協議会についてです。

協議会事務局では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、新たなグループホームの立ち上げや運営に関する支援等の相談を受けています。協議会の第 1 回を 5 月 16 日に開催し、令和 6 年 10 月より採用している連絡協議会加盟事業所向けのオンライン研修コンテンツの運営会社であるリーオンミーより、研修の効果的な活用方法について講義がありました。令和 7 年 10 月 10 日には第 2 回の協議会を開催し、「グループ討議～多職種、他機関の視点から事例をもとに連携を考える～」と題して、FAS-net 及び障害者就業・生活支援センターと共同で事例を通じた合同意見交換を実施しました。

続いて、4. 地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。

当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。

今年度は第 1 回を 7 月 31 日に開催し、昨年度から課題として検討している体験の機会・場の提供の推進に向けた取り組みとして、計画相談支援を利用する方を対象とした短期入所事業の体験利用について実施方法等を委員の皆様からご意見をいただきました。

また、現在地域生活支援拠点システムの機能の一つとして実施している事前登録について、登録情報の更新方法や運用方法の見直しについて委員の皆様より意見をいただきました。

拠点運営委員会での協議内容を地域移行・福祉サービス部会へ報告しております。

資料 3 の報告は以上です。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。
私からよろしいでしょうか。リーオンミーとは何でしょうか。

○事務局（相談支援係長）

リーオンミーとは、いろいろなことをテーマにした動画を作っていて、その動画を会員の方たちに提供している会社です。

○小松会長

いろいろな動画とは、例えばどんな動画ですか。

○千日委員

リーオンミーというシステム、うちの法人で運営しているグループホームで活用し、法人でも使っていました。

今、人を集めるということが非常に事業所では大変になっています。

研修というのも非常に大きな課題で、皆さん、専門的な知識の底上げをするために様々な取り組みをしています。特にグループホーム連絡協議会の世話人さんなどは、日中も利用者の対応をしています。なかなか研修会では非常に多くの人が集まりにくいという現状がございます。

これまでも法人で導入していましたが、24時間好きな時に、アカウントやパスワードみたいなものを渡すと、先ほど15分と言いましたが、大体3分ぐらいです。危機管理、疾病、福祉施策、様々な分野で細切れの動画で、どれでも見られます。

自分が学びたいというものを3分から4分間ぐらい動画で、パソコンやスマホで見られます。グループホームなど、様々な部分で役立てようと今、動画を作っています。かなり多く。100ぐらいのコマがあるのではないのでしょうか。これも更新されております。講師となる方も全国的にもいろいろな分野で活躍をしている方が、この中に入っています。

連絡協議会として、定期的集まって勉強会をすることもとても大事ですが、日常的にこういうものを活用して、いろいろとスキルを上げていただきたいという考え方で導入しているところでございます。

○小松会長

ご説明ありがとうございます。3分間ですけども専門家の方がエッセンスをお話いただくということだと思います。動画はYouTubeですか。

○千日委員

YouTube です。

○小松会長

ありがとうございました。そういった取り組みをなさっているということですね。ほかにいかがでしょうか。

先ほどのポスターが来ました。これが入選したポスターです。

(障害者理解啓発ポスター掲示)

これが今年度の優秀作品です。「みんなが障害への理解を深めることで、共に生きる社会が実現します」というテーマで、ヘルプマークなども描かれています。

○山田委員

このポスターを選定するには皆さんからいろいろなご意見、デザイン性などでご意見をいただいています。ぜひ皆様に掲示していただいて、宣伝していただければありがたいと思います。

あと、今年は少し変わった応募がありました。AI で応募がありました。それは小学校の生徒さんではなく、それ以外の方からの応募でした。こういう時代になったのかなど。びっくりしたというか。

○小松会長

AI で作ったと応募者は言っていたのですね。何も言わなければ分からないですよ。AI で作ったか人間が作ったか。そういう時代が来たということですね。ありがとうございます。

それでは次に進みたいと思います。

■議事④ 専門部会開催状況について

○小松会長

次に、議事④専門部会の開催状況についての報告でございます。

まず、事務局から報告をお願いします。

○事務局（計画係長）

専門部会の開催状況についてご報告します。

資料4をご覧ください。

令和7年5月29日に開催された令和7年度第1回自立支援協議会以降に開催

された専門部会は、権利擁護部会、就労支援部会、地域移行・福祉サービス部会、障害児部会で、それぞれ1回開催しております。

それぞれの会議の詳細については、部会に出席されている委員からご報告いただきます。

○小松会長

それでは、権利擁護部会について、山田委員から報告をお願いします。

○山田委員

7月1日に開催された本年度の第1回権利擁護部会について、会議内容の一部を報告いたします。

まず、部会員の構成についてです。

こちらは権利擁護部会員の今後の構成について、現状に加えるべき団体等があるかなどを、発足当初からの所属団体の変遷を確認しながら、各部会員より意見等を提案いたしました。

令和8年度には船橋市においても児童相談所が開設されることから、今後児童に関連する機関についても、構成に加えた方が良いのではと事務局に提案しました。

次に、船橋市障害者虐待防止マニュアル改訂の報告についてです。

国のマニュアルが改訂されたことに伴い、船橋市障害者虐待防止マニュアルの改訂した内容を障害者福祉課の職員より説明を受けました。

次に、権利擁護に関わる事例検討についてです。

権利擁護に係る事例検討について、部会員の方からの事例をもとに、検討いたしました。

今回はグループホーム利用者とグループホーム、計画相談のそれぞれの支援者との利用料、賃料に関するトラブルから、障害特性により説明の入りにくい利用者の方に対する支援者の理解や、グループホームという閉鎖的な環境で、透明性の担保と権利擁護への取り組みについての課題を共有いたしました。これは大変有意義だったと思います。

最後に、今後の権利擁護部会の開催についてです。

こちらは、船橋市における、権利擁護に関する各種会議体を整理した上で、今後の権利擁護部会の開催や議題について各部会員より意見等を提案いたしました。

今後は、適宜議題や検討を要する事例の有無について、事務局より各部会員に意見をうかがい、必要に応じて開催することといたしました。

簡単ではございますが、権利擁護部会の報告は以上となります。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

ないようでしたら、続いて就労支援部会について、星野委員から報告をお願いします。

○星野委員

令和 7 年度の就労支援部会は、今日現在までに 1 回開催しておりますので、会議内容の一部を報告いたします。

まず、就労選択支援についてです。

こちらは令和 7 年 10 月 1 日より新設される就労系障害福祉サービスである、就労選択支援について、具体的なサービスの概要や対象者、事業所の指定方法や特別支援学校在籍者の利用方法についての調整状況等について障害福祉課・指導監査課から説明がありました。

これは、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。サービスの利用期間は原則 1 カ月間です。

今後就労継続支援 B 型を新規で利用を希望する場合は就労選択支援によるアセスメントが必要となるほか、令和 9 年 4 月以降は就労継続支援 A 型についても同様のアセスメントを必要となります。

説明の内容について部会員からは、新規サービス利用に係る期間や実運用に関する課題や、事務局に事業の周知について検討を依頼しました。

次に、障害者就労支援事業所等合同説明会についてです。

こちらは特別支援学校や特別支援学級に在籍する生徒の保護者の方などに対して、生活介護や就労継続支援 B 型を中心とした事業所がブースを設けて活動内容を紹介し、情報を提供する事業です。

会議では、各部会員より開催にあたっての意見収集を行いました。

令和 5 年度から引き続き今年度も船橋市役所本庁舎にて実施予定で、離職中や仕事に就けていない市内障害者の方もご参加いただけるような形で、合同説明会の開催を予定しております。

11 月 26 日に実施を予定しており、実施後は来場者数やアンケートを取りまとめの上、障害福祉課より実施報告を受ける予定となっております。

次に、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修についてです。

こちらは一般企業や福祉施設の職員が一般就労におけるスキル・連携を深めるための研修で、今年度は「障害者雇用のこれまでとこれから」というテーマで、千葉県障害者就業支援キャリアセンター、センター長の藤尾健二様を講師としてお呼びし、12 月 3 日に開催予定です。

会議では、各部会員より開催にあたっての意見収集を行いました。

研修開催後は参加者のアンケート結果を集計し、障害福祉課より実施報告を受ける予定となっております。

最後に、障害者就労支援ハンドブック等の見直しについてです。

こちらは、以前に就労支援部会からの提言を受け障害福祉課で作成していた、障害者就労に係る各リーフレットについて、作成してから年月が経過していることから、内容の見直し・改善を図ることを目的に、就労支援部会員からの意見収集を行いました。今後事務局で改定を予定しております。

簡単ではございますが、就労支援部会の報告は以上となります。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

○千日委員

10月から始まった就労選択支援について、今現在船橋市の事業所が何箇所実施しているのか。それとそのアセスメント実施の実績が分かれば教えていただきたいです。

○事務局（認定審査係長）

今、就労選択支援の事業者さんは市内で2件ございます。支給決定はまだ1件もしておりません。アセスメントされた方もいらっしゃいません。

○千日委員

私どもの法人で運営している就業・生活支援センター、こちらでは、就Bのアセスメントをしています。10月以降もセンターにはアセスメント依頼がありますが、今手挙げをしている2件に今後はスライドしていくということでしょうか。

○事務局（認定審査係長）

地域移行・福祉サービス部会でもご説明があるかもしれないですが、お配りしております就労選択支援のご案内をご覧ください。下の枠の部分、就労継続支援B型を希望する場合は「就労選択支援事業所によるアセスメント」が必要となるということが原則になります。ですが、船橋市では経過措置として、令和8年4月までは、就労選択支援を使わない場合でも、就労継続支援B型を使えるようにさせていただきました。10月より前の段階になりますが、2事業所しかなかったのが、恐らく対応できないのではなかろうかということで、このような対応

とさせていただきます。

○事務局（相談支援係長）

お手元の資料に記載をさせていただいておりますが、先ほど事務局から話がありましたように、就労継続支援 B 型を利用するために、就労選択支援のアセスメントが必要となっています。ですが、国の通知では地域で著しく数が少ない場合は経過措置を取ってもよいということになっています。就労選択支援を使わなくても令和 8 年 3 月末までは就労継続支援 B 型が使えるということになっております。

○千日委員

分かりました。ありがとうございました。経過的な措置ということですね。

○小松会長

この内容は地域移行・福祉サービス部会でも話がでますかね。

ほかにはないようでしたら、続いて地域移行・福祉サービス部会について、米村委員から報告をお願いします。

○米村委員

お手元の資料 4 をご覧ください。

地域移行・福祉サービス部会は、9 月 25 日に令和 7 年度第 1 回目の部会を開催しました。

報告事項が 4 件、検討事項が 1 件ありました。

報告事項 1 番目、令和 7 年 8 月末時点の地域生活支援拠点システム運営状況、および、あんしんねっと船橋緊急対応について委員より報告がありました。

委員からは特に質問はありませんでした。

報告事項 2 番目、日中サービス支援型共同生活援助事業についてですが、社会福祉法人高嶺福祉会より「なつみの家」、ソーシャルインクルー株式会社より「ソーシャルインクルーホーム船橋金杉」、株式会社プロバイドジャパンより「HALEKURA」、社会福祉法人大久保学園より「第二共同生活援助事業所」の運営について、それぞれご報告いただきました。

委員より、他の機関との情報共有について、職員の研修について、外国人の職員について、また、障害者の高齢化について、それぞれ質問がありました。

報告事項 3 番目、障害福祉課から、法定障害福祉サービスの就労選択支援が 10 月から開始される、と報告がありました。

委員より、どのような方が対象者となるのか、また、認定の手続きについての

質問がありました。なお、お手元の就労選択支援のチラシをご覧ください。

チラシの下の枠の中ですが、就労選択支援の施行に伴い、令和7年10月から原則として、新規に就労継続支援B型を希望する場合は、就労選択支援事業所によるアセスメントが必要となっているところです。ですが、船橋市ではまだ就労選択支援の事業所が10月時点で1か所しかなかったため、令和8年4月まで、就労選択支援を利用しない場合でも就労継続支援B型を利用可能とする、と事務局から報告がありました。

報告事項4番目、障害福祉課から、地域生活支援事業の単価改正が10月にあることと、地域生活支援事業の重度身体障害者等入浴サービスで清拭が10月に追加される、という報告がありました。

委員からは特に質問はありませんでした。

最後に検討事項として地域生活支援事業のひとつである移動支援について、堀江委員から問題提起をしていただきました。

早朝の通学支援を希望しても対応できる事業所がないということや、通常学級に通う障害児が制度として利用できない、という問題提起でした。

他の委員より、登録している事業者に対して実際に稼働できている事業者が少ないということ、移動支援の単価が安いこと、居宅介護などの他のサービスとも時間が重なるため移動支援にヘルパーを回せないこと、ヘルパーが利用者を迎えに行ったり、バス停で利用者を待っている時間に対しては報酬を請求できないこと、対象者を広げた際に本当に移動支援が必要な人が利用できる基準を作るべき、などの意見がありました。

以上で報告を終わります。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

○山田委員

就労選択支援ですけれども、10月1日から始まるという状況であったにもかかわらず、事業所が2件というこの状況は、事務局の方ではどのように分析してらっしゃるか。今後どのようにその状況を改善していきますか。

○事務局（障害福祉課長）

これは法律で定められたものです。今までは、就労を希望される障害者の方が、企業や福祉的就労ということで就労継続支援B型、A型、就労移行支援に行くのですが、入ったけれども実際自分には合っていないくて辞めてしまう、続かない人がいます。

国としては、そういう方も正しく選べるように、自分に合ったところに行けるようにということで、就労選択支援事業者のアセスメントを受けてから、その方の就労の行き先を決めるということを決めました。

これは約 1 年前の法改正で決まったことで、我々も承知していましたが、なかなか船橋だけでなく近隣にも、全国的にも、国から就労選択支援の具体的な手続きや内容がなかなか小出しにしか出てきませんでした。

事業所でやってみたいと思われる方は今後出てくるとは思います、当初はなかなかみんな手を出しづらい状況でしたので、船橋も今のところ様子を見ているところです。

近隣市も調べましたが、それほど多くありませんでした。とはいえ、国が考えたこういう制度があれば、非常にありがたいと思いますので、既に事業所の方と、なぜこれがなかなかできないのかということも話し合いを進めています。

状況について事業所から聞いている話では、やはり最初はみんな手を付けづらいということ聞いています。その状況を聞きながら様子を見守りたいと思います。あまり進まないようでしたら、何かしらこちらでも施策をしなければいけないと現在検討しているところです。

とはいえ、もう 10 月から始まっており、現状 2 事業所という形でやっていますので、障害福祉課としても引き続き注視しながら、障害者の方が就労をより良く選択できるように、見守りながら何かしら考えていかなければいけないと思っています。

○山田委員

ありがとうございます。就労選択支援事業所というのは新規に設置されると思ってよろしいでしょうか。それとも例えば、すでに就労継続支援 B 型など福祉サービスを提供しているような事業所が、その就労選択支援を担うと、それも可能ということでしょうか。

○事務局（障害福祉課長）

おっしゃる通りです。就労継続支援 B 型、A 型の事業所の方が就労選択支援をやられるということです。もう少し皆さん手を挙げていただければいいのですが、10 月でも中身なども不透明なところがありましたので、様子を見ながら、これから対応していただけるのかなと思っています。

○小松直勝委員

就労選択支援ですが、私の理解が追いついていなくて整理させてほしいです。計画相談の事業所をやっているのですが、計画相談で、例えば就労継続支援 B 型

の事業所に行きたいと相談員が言われた場合は、まず相談を聞いて、そこから就労選択支援事業所に繋げる形でしょうか。

○事務局（認定審査係長）

小松委員がおっしゃるように、就労経験があるかなどを聞いた上で、就労選択支援をご案内することもあるかと思います。

○小松直勝委員

必ずしも就労選択支援 B 型に行きたい時に、就労選択支援事業所を利用するというわけではないということですね。

就労選択支援の事業所になる要件はありますか。

○千日委員

事業所の要件はいくつかあります。この事業をやろうとする時、過去 3 年間で何人以上就労者を出しているかなど、実際には新規ではなく、既に事業を行っている就労系が主だと思いますが、一定の要件を満たさないと就労選択支援事業はできない。多分今回の 2 件についてはその要件は達しているということだと思います。みんな B 型を利用する人がこれを使わないといけないという訳ではなくて、特に今問題になっているのは支援学校を卒業してすぐに B 型に行きたいとか、今まで就労の経験が無く、他の分野でやっていた方が B 型を使う時にアセスメントが必要だということは、これまでも同じです。ですが多分、これから全国的に問題になってくるのは、今回のこの就労選択支援事業は受給者証に記載をされないといけないという手順が増えてきます。なので、利用者が B 型を使いたいというと、まず市役所に申し出をして、就労選択支援事業を使いたいということで、受給者証が発行されます。これにまず時間かかります。

これまでは選択支援事業というのは存在しなかったもので、就業・生活支援センターで直接申し出があると、その日のうちにアセスメントができて、活動場所というのがある程度手当ができました。従って、希望している利用者は比較的これまでは早く B 型にたどり着く。期間の問題です。

選択支援事業で多分これから問題にこれからなっていくのは、まず受給者や計画相談が市役所の障害福祉課に受給者証が作りたいと来る。受給者証をもらって初めて選択支援事業をやっている実施事業所に申し出に行って、やらせてくださいと言う。そうすると 2 週間の実習をしてアセスメントができ上がる。この人はすぐに B 型に行くことが適切だろうというアセスメントをもらって初めて B 型を訪ねることができる。今現在センターでやっている手順とは非常に期間が変わってくる可能性がある。非常に丁寧だと言えばそうかもしれません

けれども、利用者にとってはその間の空白期間ができやすい。このことを以前の地域移行・福祉サービス部会でもご質問したのですが、今回の経過的にそういうものは今必要ないということでした。

○事務局（認定審査係長）

千日委員がおっしゃるように、例えば就労Bを利用する時に、申請し、受給者証を貰うのですが、そのところは極力上手くいくよう検討しております。今までは受給者証を貰ってすぐB型を利用することができたと思うのですが、まず就労選択の受給者証を貰って、就労選択をしないといけない。そうすると、就労選択事業に大体1か月くらいかかります。

○小松会長

時間がかかるということですね。令和8年4月までは経過措置ってことですが、4月以降はもうこれは就労選択肢を利用しないとB型を始められないということでしょうか。

○事務局（障害福祉課長）

4月からは就労選択支援をさせていただくという形で今考えています。4月まで先があるので、状況を見させていただきたいと思っています。

○小松会長

事業所は今2箇所ということで、なかなか要件のことも含めて、増えないという現状の中で、4月からそういう形でというのは非常に難しいかもしれません。ご検討いただきたいと思います。

ほかにないようでしたら、続いて障害児部会について、清水委員から報告をお願いします。

○清水委員

令和7年度第1回障害児部会は、10月23日に開催いたしました。議事は、関係機関の連携について、社会資源（施設）の不足についてとなっております。

はじめに、関係機関の連携についてですが、初めに事務局から船橋市内における課題や今後の連携の推進に関する取り組みについての説明がありました。委員からは、未就学児の相談支援に関して、家庭のニーズや目標を誰が検討し判断するのかが明確ではないことから適切な支援体制が取れていないという課題や、訪問リハといった専門職の活用に関する課題が挙げられました。

次に、社会資源の不足についてですが、事務局から他市と比較した船橋市の児

童発達支援・放課後等デイサービスの現状および課題に対する検討状況について説明がありました。

委員からは、補助金を検討することで事業所の下支えになることは望ましいという意見がある一方で、欠席時の対応や事業所が不足している現状などが課題としてあげられました。

そのほか、2点の報告事項がありました。

1点目は、地域障害児支援体制中核拠点の実績についてとして、令和6年度から導入している地域中核支援体制事業の実績と今後の方針に関する説明が、各拠点の関係者からありました。

2点目は、慢性疾病児童等地域支援協議会の報告として、8月に開催した同協議会の中で、議題にあがった医療的ケア児に関する各新規事業について事務局から報告がありました。

障害児部会からの報告は以上となります。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。それでは次に進みたいと思います。

■議事⑤ 令和8年7月の基準条例の制定・改正について（障害児入所施設、児発センター）

○小松会長

次に、議事⑤令和8年7月の基準条例の制定・改正について（障害児入所施設、児発センター）の報告でございます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（療育支援課整備計画係長）

療育支援課です。

今年度、2つの条例について制定と改正を予定しており、12月11日よりパブリック・コメントを実施する予定ですので、そのご報告をさせていただきます。

資料5-1をご覧ください。

始めに児童福祉施設関係の条例改正について説明をさせていただきます。

令和8年7月に船橋市が児童相談所設置市となることに伴い、資料の表に記載の児童福祉施設の認可に関する事務が千葉県から船橋市に移譲される予定です。

それに伴い、移譲される施設の基準を条例で定める必要がありますが、既に船橋市で認可事務を行っております助産施設、母子生活支援施設、保育所について

の基準がすでに標記の条例に規定されていますので、それに移譲される施設の基準を追加する形で、条例改正を行う予定です。

認可事務が移譲される障害児関係の施設は、2. の表の黒枠で囲ってございます、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センターとなります。

条例案につきましては、原則、3. 国の基準に記載の、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同様とする予定ですが、障害児関係の3施設について、非常災害対策計画の周知範囲について独自基準を設ける予定です。

資料の裏面をご覧ください。

枠内になりますが、国の基準では周知範囲を職員のみとしているところ、本市では職員に加えて入所する障害児とその家族まで拡大するものでございます。

理由としましては、平成31年に、千葉県から中核市に児童発達支援センター等の指定事務が先に移譲されておりました、その際、非常災害時の避難方法や家族との連絡体制などを日頃から整備し、従業者のみならず、利用する障害児とその家族へ周知しておくことが不可欠であるとの理由で、指定基準等を定める条例に周知範囲の拡大に係る独自基準を定めております。

そのことから、今回移譲される施設の認可基準についても同様の独自基準を定めるものです。

5. スケジュールになりますが、12月11日から1月14日まで、パブリック・コメントを実施し、広く市民から意見を募集する予定です。その後ご意見等を踏まえ条例案を策定し、令和8年第1回定例会に上程する予定です。条例の施行は令和8年7月を予定しております。

続きまして、資料5-2をご覧ください。障害児入所施設関係の条例制定になります。

先ほど、児童発達支援センターの指定事務については、平成31年に船橋市に移譲されているとご説明いたしましたが、児童相談所設置市になることに伴い、福祉型と医療型の障害児入所施設の指定事務が、令和8年7月に、千葉県から船橋市に移譲される予定です。

それに伴い、指定基準等を条例で定める必要があることから、標記の条例制定を予定しております。

条例案につきましては、原則、2. 国の基準に記載の、「指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」と同様とする予定ですが、非常災害対策計画の周知範囲については先ほどの児童福祉施設の条例と同様の独自基準を設ける予定です。

スケジュールにつきましても、先ほどご説明したものと同様となります。

報告は以上となります。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。パブリック・コメントを出して、条例を改正し、8年7月で稼働するという方針だということだと思えます。

○山田委員

資料 5-1 で施設の名前が書いてありますけども、障害児入所施設 2 か所こちらは新たに設置されるということですのでよろしいでしょうか。そして、2 段目の設置のない 4 施設は設置の予定はあるのでしょうか。また児童発達支援センターは既に設置されていると思いますが、運営状況、設置状況についておうかがいしたいです。

○事務局（療育支援課整備計画係長）

福祉型障害児入所施設につきましては、令和 7 年 4 月 1 日にふるさと学舎船橋という施設が開所しております、短期入所等も併せて運営いただいております。医療型障害児入所施設につきましては、現在のところ設置の予定はないと千葉県からうかがっております。児童発達支援センターにつきましては、さざんかキッズ、とらのこキッズにて、専門的な職員の方々を中心とした支援体制で運営いただいております。

○小松会長

医療型というのは、小児科的な医療なのかいわゆる児童精神科的な医療も指しているか分かりますか。虐待を受けた児童が治療目的として施設なのか、メンタル的な治療を目的にしている施設なのか。

○事務局（療育支援課整備計画係長）

現在船橋市では施設がございませんので、市外の施設に通われる方も多いですが、下志津病院さんですとか、愛育園さん、桜木園さんだとか通われていると聞いています。

○小松会長

今の個別の病院を聞くと大体小児科関係だと思えます。児童精神科の県内の問題で把握していますので、それはまず一つも今のところないということですね。わかりました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは次に進みたいと思えます。

■議事⑥「第4次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第7次船橋市障害福祉計画及び第3次船橋市障害児福祉計画」の令和6年度実績について

○小松会長

次に、議事⑥「第4次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第7次船橋市障害福祉計画及び第3次船橋市障害児福祉計画」の令和6年度実績についての報告でございます。

それでは、事務局より報告をお願いします。

○事務局（計画係長）

議事⑥についてご報告いたします。こちらは第4次船橋市障害者施策に関する計画、第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画に関する、令和6年度、昨年度における進捗状況の報告となっております。

この2つの報告は関連する事項も多いことから、2つの計画の実績を合わせてご報告いたします。

なお、2つの計画につきましては、第4次障害者計画、第7期福祉計画と略称にてご説明いたしますのでご了承ください。

まず、第4次障害者計画の令和6年度進捗状況について報告いたします。

資料6-1「第4次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況」の1ページをご覧ください。

第4次障害者計画は、障害者基本法に基づく計画で、国の障害者基本計画を参考にしております。障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目的とし、令和4年1月に策定しました。

令和6年度の実績の詳細につきましては、資料の12ページ以降に掲載しております。本日は計画の骨格となる3つの重点課題と、全体的な評価結果を中心にご報告いたします。

2ページをご覧ください。3つの重点課題とその取り組み状況についての報告となります。

まず、①住み慣れた地域で安心して暮らすための支援についてです。

基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、総合相談窓口の複数設置を進めています。令和6年度には、北部地区の相談窓口を開設し、計4か所の相談窓口にて相談者の支援を行いました。

また、地域生活支援拠点事業では、拠点コーディネーターを中心に緊急時の相談や短期入所の一時受け入れの調整を16件行いました。

そして、12月3日から9日の障害者週間の行事として、障害者週間記念事業

を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。令和6年度は障害者就労施設等による合同販売会、障害のある方が製作した作品の作品展を開催したほか、ボッチャ、卓球バレーといったパラスポーツ体験会、デフアスリートによる講演会、介助犬啓発ブースの設置、介助犬のデモンストレーションを実施しました。

続きまして、②就労支援の推進についてです。

就業面及び生活面における一体的な相談支援を行う機関である、障害者就業・生活支援センターへ就労支援員の配置のための補助金を引き続き交付することで、機能強化を図っております。令和6年度に、障害者就業・生活支援センターでの作業活動を通じた適応訓練や企業面接の同行、履歴書作成のサポート、適職等の提案などの支援を受けて、就職した件数は37件でした。

企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しています。令和6年度は「障害者雇用から学ぶ多様な人材の活用」をテーマとして研修を開催し、障害のある人の就労支援の推進に努めました。

ハローワークとともに「障害者雇用促進就職面接会」を実施しています。令和6年度からは企業の障害者を受け入れる体制や方針についての説明会形式に変更しました。参加者は131人で、令和5年度に比べ、50人の増加となっています。

また、毎年「船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しており、令和6年度はデータ入力、データ分析などの情報処理業務の発注額の増加により、目標を達成しました。

続きまして、③障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実についてです。こちらにつきましては、療育支援課からご報告いたします。

○事務局（整備計画係長）

障害のある子供のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

はじめに、医療的ケア児等への支援体制づくりとして、慢性疾病児童等地域支援協議会を開催し、災害対策や預け先の確保といった課題に対する解決策の検討を行いました。併せて、船橋市東簡易マザーズホームにおいては、医療的ケア児を含む通所児童に対して母子分離事業を実施いたしました。

ライフサポートファイルについては、家族や関係機関が共に関わることを目的として、イベント等での配布を通じて、その活用促進に努めてまいりました。

次に、児童発達支援センターを地域障害児支援体制中核拠点として登録し、地域におけるインクルージョンの推進に取り組んでおり、同センターに対する補

助を行うことで、専門的な支援体制の充実を図りました。

また、障害への理解を深めることを目的として、幼稚園等の職員向けの講演会及び一般市民向けの講演会を実施しました。

こども発達相談センターでは、心理発達相談員や言語聴覚士といった専門職が、保護者からの子供の発達や成長に関するご相談に対して支援を行っており、令和6年10月には受理面接の予約管理システムを導入し、利用者の利便性向上と業務の効率化を図りました。また、特別な配慮や支援を必要とする子供たちが小学校や特別支援学校への入学後、より良い学校生活を送れるよう、総合教育センターと連携して「引き継ぎのための連絡票」を作成いたしました。また、市内の幼稚園や保育所等に対しては、障害児等の教育・保育環境充実を目指した巡回相談を延べ147回実施いたしました。

療育支援課からは以上です。

○事務局（計画係長）

重点課題の取り組みとしては以上となります。

続きまして、各論及び推進体制の評価及び今後の方向性について報告いたします。

第4次障害者計画では、施策の体系として、分野を7つに整理し、それらの施策を推進するための体制を示しております。

6ページと7ページが、評価と今後の方向性をまとめたものです。

全体のA評価の割合は約90.5%となっており、おおむね順調に計画が進捗していると言えます。

また、今後の方向性につきましては、拡大もしくは継続という結果となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。

成果目標としましては、19の数値目標を設定いたしました。

評価につきましては、A評価が12項目、B評価が5項目、D評価が2項目という結果となっております。

D評価となっているのは国民健康保険加入者の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の項目が現時点で実績が未確定のため、評価できないことからD評価となっています。

また、今後の方向性につきましては、拡大もしくは継続という結果となっております。

第4次障害者計画の令和6年度の進捗状況については、以上でございます。

引き続き、第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画の目標値に対する令和6年度の進捗報告でございます。

資料の 1 ページをご覧ください。第 7 期福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画で、令和 6 年度から 8 年度までを計画期間としております。

2 ページ、3 ページには国の基本指針に示されている市町村の目標について掲載しております。4 ページからは国の基本指針を基に策定した本計画の進捗状況について掲載しています。

4 ページをご覧ください。

福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。

はじめに①の施設入所者の地域生活への移行について、令和 6 年度中の地域生活への移行者は 4 人となっています。

このうち、本計画の実績となる令和 5 年度末の入所者は 0 人で、令和 5 年度から令和 8 年度までの間に施設から地域生活に移行した方は、合計で 4 人となります。

引き続き、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス体制の構築を図ることにより、障害のある人が地域生活に移行しやすい環境を整備してまいります。

続いて、5 ページにあります②の施設入所者数の削減について、令和 4 年度末の入所者数から 2 人減り、削減率は 0.7%となっています。

目標値となる削減数 13 人、削減率 5%を下回っており、今後も施設入所支援の需要はあるものと見込んでおります。

続きまして、6 ページをご覧ください。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてご説明いたします。

令和 3 年度から、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を船橋市が実施主体となって行っており、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、船橋市地域精神保健福祉連絡協議会にて代表者会議を実施しました。

また、地域課題の把握と顔の見える関係づくり及び課題解決に向けた具体的な事項の検討のための実務者会議を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会にて、実施しました。

続きまして、7 ページをご覧ください。

地域生活支援の充実でございます。

本市においては、令和元年 10 月から地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）を運用しており、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支える体制を構築しています。本システムの各機能の実施状況や問題点等を報告し、解決に向けた方策を検討する拠点運営委員会において、令和 6 年度は運営評価及び検討を 3 回実施しました。

続きまして、8 ページをご覧ください。

福祉施設から一般就労への移行等でございます。

このうち⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所の割合についてご説明します。

こちらは第 7 期から加わった項目でございます。

イメージ図を掲載しておりますが、国からの指針において「過去 6 年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、3 年半以上 6 年未満の期間就労を継続した者」を「過去 6 年間において就労定着支援の利用を終了した者」で割って実績を算出しております。

参考に記載しておりますとおり、今回の調査にて調査対象の事業所において、就労定着の把握が難しいことが考えられます。

続いて 10 ページですが、こちらは療育支援課からご報告します。

○事務局（整備計画係長）

障害児支援の提供体制の整備等につきまして、①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実につきましては、令和 6 年度におきましても本市 2 か所設置されております児童発達支援センターへ運営補助を継続し、専門的な支援を受けられる体制としております。また、保育所等訪問支援の実施体制の構築及び活動のため、制度の周知などを図っております。

続きまして②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保につきましては、それぞれの事業所は既に各 1 か所以上確保されており、地域における課題の整理等を行いながら支援体制の充実を図っております。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置につきまして、令和 6 年度におきましては、船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会において関係機関と協議を行い、養成研修を受講した障害児相談支援専門員 9 名を医療的ケア児等コーディネーターとして配置いたしました。またそのコーディネーターを中心とした会議体を協議会の部会と位置づけ、地域における課題の整理など、医療的ケア児への支援に向けた協議を行っているところです。

○事務局（計画係長）

続きまして、12 ページをご覧ください。

相談支援体制の充実・強化等でございます。

本市においては、基幹相談支援センター（ふらっと船橋）を設置しており、様々

な障害種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施しています。

訪問等により、FAS-net 会員への指導・助言を行いました。また、研修や会議、事例検討会を定期的に開催し、相談支援事業者の人材育成や連携強化の取り組みを実施しました。

続きまして、13 ページをご覧ください。

障害福祉サービス等の質の向上でございます。

本市では、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みを継続して実施しております。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、千葉県が実施する障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修に市職員が参加しました。

また、例年行っている障害福祉サービス事業者等集団指導については、令和 6 年度は令和 5 年度に引続き、ホームページ上での動画視聴及び資料掲載の形式で行いました。

個別の運営指導も実施しており、サービス提供費用を請求した内容についての具体的な指摘事項の例は、集団指導で周知しています。

続きまして 14 ページとなりますが、こちらは療育支援課からご報告します。

○事務局（整備計画係長）

療育支援課です。発達障害者等の支援についてです。

取り組みとして、こども発達相談センター主催で行っている「ペアレント・トレーニング」と、たんぼぼ・ひまわり親子教室主催で行っている「ピアサポート活動」、また、千葉県が養成研修を行っている「ペアレントメンター」の人数を記載しております。ペアレント・トレーニングとピアサポート活動への参加人数は、講座を実施している公設施設の在籍人数の減少等により、見込みを下回っています。

○事務局（計画係長）

続きまして、15 ページをご覧ください。

障害福祉サービスおよび祖横断支援の見込み量と実績でございます。

障害福祉サービスの見込み量と実績につきましては、特徴的な点を説明させていただきます。

18 ページをご覧ください。下段 (5) 居住系サービスのうち、共同生活援助は毎年利用人数が増加しており、需要が見込まれることから、引き続き、グループホームを運営・整備する事業者に対する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホームの新設や安定的な運営のための支援に取り組みます。

また、重度障害者や医療的ケアが必要な障害者の需要が見込まれる短期入所併設の日中サービス支援型グループホームの施設の新築に係る整備費について、国の助成制度を活用し補助を行います。

これらの補助を行うとともに、船橋市障害福祉施設連絡協議会及び船橋障がい者地域福祉連絡会と連携を図ってまいります。

20 ページ以降は地域生活支援事業の見込み量と実績を記載しております。

27 ページに記載しております(15) 地域生活支援促進事業をご確認ください。

第7期計画から追加されました「重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業」及び「重度障害者等就労支援特別事業」については見込みどおりの実績となりました。

今後も広報活動等を通じ対象者へ周知を図るとともに、個別案件については関係する団体と連携し、円滑な審査認定業務を行ってまいります。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の目標値に対する実績の報告は以上でございます。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

○池田委員

資料 6-2 についてです。新たに移動支援を利用したい人がいても支援者がいないという相談を受けます。今後も支援者が増えない限り、利用希望者があっても実際に行くことができない状況があると思うのですが、今後この状況を解消するためには、どのような対応策を考えていますか。

○事務局（障害福祉課長）

移動支援については、今まで様々な対応をさせていただきました。今年の10月から障害福祉サービスに倣って、報酬を少し引き上げさせていただきました、事業者の方が参入しやすくなったところだと思います。今後も事業者の方が参入しやすくなるよう、人件費を補えるような施策を考えなければいけないと思っています。

施策を考える時に、市だけで考えるのではなく、事業所側から「それでは人が増えない」というようなアドバイスをいただかなければいけないと思っています。実は池田委員の方にも既にいろいろ相談をさせていただいているかと思えます。

やはり市だけで、例えば補助金を考えても、それで事業者が実際に稼働するかどうかというところが一番大事なところ。また引き続き事業所の方と相談させて

いただければと思います。例えば加算などを、その部分だけ報酬を高くするとか、いろいろやり方がありますので、現在検討中です。なかなか短い時間の支援だけに集中しているところがあって、やはり事業者さんももっと長い時間利用していただかないと難しい状況です。例えばヘルパーさんが移動支援でご自宅に向かう移動時間は報酬に入っていないとか、先ほど障害児部会の時も出ましたが、待っている間が報酬にならないとか、そういうところがあります。

そこは細かい部分ですが、事業者がもっと参入できるとか、人員を確保できるというような、良い施策を考えていきたいと思っています。そこはまた引き続きお願いしたいと思っています。

現在、障害福祉課の方でもいろいろと試行しているところですが、なかなかそれが施策に結びついていないところがあり、ここは重々承知しております。

移動支援は特に重点的に対応しなければならないと思っていますので、引き続きいろいろご相談させていただき、いい解決策やいい施策があれば市でも積極的に実施していきたいと思っていますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○池田委員

来年度4月から、保育園の保育士さんに対して月額4万円報酬が増えたという話を聞いたのですが、社会福祉事業で保育士さんのみ報酬に関しての改定があると聞きました。本当にそうなのか、今ではなくて構いません。次回でも構いませんので、どのような経緯でそのようになったのか教えていただきたいです。どこを見てもその内容を調べるところがありませんでした。ただ、一人とか二人とかではなくいろいろなところから話をうかがったので、教えていただけるとありがたいです。

○事務局（療育支援課長）

保育所の保育士に対する賃金上乘せですが、具体的な金額をおっしゃられたと思うのですが、申し訳ございませんが当課では承知しておりません。

また、予算が通ったとおっしゃる部分に関しても、令和8年度の予算は現在要求をしていて、これからというところになるかとは思っていますので、こちらで把握しておりません。

来年などに始めることはできませんが、課題とは思っていますので、どういったことができるかということは検討していきたいとは思っております。

○小松直勝委員

資料6-2の15ページの重度訪問介護について、利用時間が令和6年度18,669

時間、令和7年度が19,671時間というように少ししか増えていません。重度訪問介護の時間を出し渋っているのではないかと思います。私は非定型審査会をお願いしたこともありまして、代替のサービスを利用するよう勧められました。目的が違うのに、違う障害福祉サービス使うのは合っているのでしょうか。

○事務局（計画係長）

実績がどのくらい伸びているかがベースとなって算定させていただいているところがございます。

○事務局（障害福祉課長）

非定型のご相談を受けた時に、時間数は決まっていますが、支援が必要な方については審査会にかけていただいて、上限を延ばすことがあります。

おっしゃっているのは、そういうご相談があった時に、非定型で時間を伸ばすよりも違うサービスを使ったらいかがですかというようなことを障害福祉課が言ったということですが、すみません、私もその事例については細かく把握しておりません。

そもそも重度訪問介護が必要な方は重度訪問介護を必要としているわけです。その上限は決まっているのですが、それ以上必要な方というのは確かにいらっしゃいます。そういう場合には非定型審査会という手続きを踏んで時間を延ばしています。

今の事例について具体的にどういった状況だったか分からないのですが、やはり重度訪問介護が必要な方には、それなりに時間を出すべきだと思っています。

出し渋っているということはないです。ちゃんと手続きを踏んで、延ばす方には延ばさせていただきます。出し渋っていると我々は思っていません。

そのように思われてしまったとしたら、大変申し訳ないのですが、今後そういうことがないよう、しっかりと本当に必要な方には必要なサービスを受けてもらいたいと思っています。今後しっかりとやっていきたいと思っています。

○小松直勝委員

非定型を受ける時に障害福祉課が書くのか、相談支援専門員が書くのが定かではないですけれども、チェックシートに非代替性というものがあります。他のサービスでは補うことができないかということを質問するということですが、どうですか。

○事務局（相談支援係長）

出し渋りなのかなと思われてしまったのなら申し訳ないんですけども、非定型のご相談があった時は、代替性があるかどうかや、緊急性がどうなのかといったことを確認するために、いろいろとご質問させていただいたり、ご確認させていただいているところでございます。

○小松直勝委員

納得はできませんけども、そうなのですね。

○山田委員

先ほど池田委員よりお話がありましたけども、移動支援事業に関しましては、障害のある人に、きめ細かい個別対応のできる事業です。まさにそういった意味で地域生活を支えるものであり、非常に重要な事業であると思っております。私も個人的には息子が利用させていただいております。そういった意味でも移動支援事業を事業者がぜひ引き受けやすい、そういう改善をしていただきたいと思えます。

同時に今通学支援について、通常学級に障害のある子が移動支援を使えないという話があります。これはぜひインクルージョンの視点からもどこの学校に通うと必要なところは使えるという事業に改善していただきたい。ぜひ通常学級でも通学支援を使えるようにしていただきたいです。

○佐藤委員

資料 6-2、18 ページを見ると施設入所の見込が減っています。今 8050 問題があつて、段々親御さんが高齢化してきて、親亡き後や、親が支援できなくなった時の問題が重くのしかかっている、そういった方の特に重度のご家族をお持ちの方はなかなか重度のグループホームですとか、希望があつても数が少ないというところで、その後どうなってしまうのだろうという皆さん不安があります。

そうすると例えば、入所施設ですから、定員数が決まっております、空きが出ない限り入ることはできないと思えます。そういう状況だと減ることはないような気がします。希望する人は入ると思えます。見込みが減っているというのは、そういった現状を含めていないのか、あるいはまた違った別の原因があつて見込みを立てているのでしょうか。

○事務局（障害福祉課長）

おっしゃっていただいたことは、我々もいろいろなところからうかがっております。この計画を立てる時に実績を見ながら出していますので、こういった数

字にはなっています。今、委員がおっしゃったことは障害福祉課でもよく理解しているところでもあります。見込みにつきましては、今までの実績で出しています。施設の重要性というところはよく分かっています。ですが目標は実績を見ながら出しております。

○佐藤委員

ありがとうございます。

■議事⑦ その他

○小松会長

最後に議事⑦その他でございます。

令和 6 年度第 3 回自立支援協議会において、状況の報告を回答されておりました重層的支援体制整備事業についてお願いします。

○事務局（福祉政策課長）

令和 5 年度の第 1 回のこの会議で重層的支援体制整備事業が始まりましたということでご紹介申し上げて、早 2 年半経過しております。今日は、後ほど地域福祉課の方からこれまでの実績等については報告させていただきます。

お手元の資料 7-1「重層的支援体制整備事業について」の下段のスライドをご覧ください。

地域活動の担い手不足や、住民同士でのつながりの希薄化の進行によって地域力の衰退を背景に、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

そうした地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために令和 3 年 4 月の社会福祉法改正に伴い、重層的支援体制整備事業が創設されました。本市においては令和 5 年 4 月 1 日からこの体制づくりに着手してございます。

裏面をご覧ください。上段のスライドでございます。「船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像、イメージ」と書かれております。

この事業は市町村において、相談支援、参加支援事業、地域づくり事業、この 3 種を一体的に実施する事業でございます。

1 番、相談支援として、まず、相談者の世代、属性を問わず包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち複雑化した事例については多機関協働事業につなぎ、二次相談的などころへお話を持っていくという流れになりまして、課題の解きほぐしや関係機関ごとの役割分担を図り、各機関が円滑な連携の下で支援をするというようにしております。

長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、相談員のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、本人との関係性の構築に向けた支援を行います。

2番目、参加支援事業として、相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持てるよう支援します。

3番目、地域づくり事業として、既存の地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止に努めます。

下段のスライドをご覧ください。「市の既存の相談窓口から多機関協働事業を活用するまでの流れ」というスライドです。

相談支援の包括的相談支援事業から多機関協働事業につながる部分について説明するスライドになっております。

まずは、資料左上に記載されている相談者が市のどこかの相談窓口にご相談します。既存の相談窓口では、断らずに包括的に相談を受け止め、支援機関同士で連携して課題の解決を目指していきます。支援機関同士の連携だけでは課題の解決が難しいケースについては、地域福祉課が委託にて設置しております「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の「総合相談窓口部門」へご相談いただきます。対応状況などをおうかがいしたのち、関係部署等を招集し、重層的支援会議または支援会議を開催する必要があるかを地域福祉課とさーくるで検討します。

開催が必要となった場合には、地域福祉課から出席依頼を発出し、会議を開催、支援方針や支援機関同士の役割分担などを行います。

以上が事業概要と既存の支援機関から多機関協働事業を活用するまでの流れになります。支援実績や具体的に検討した事例については地域福祉課からご紹介させていただきます。

○事務局（地域福祉課長）

引き続き地域福祉課からは、重層的支援体制整備事業の実績についてご説明させていただきます。お手元の資料7-2をご覧ください。

上の表につきましては、各事業における令和5年度・令和6年度の相談件数です。新規相談件数は令和5年度296件から令和6年度366件と増加しております。多機関協働、アウトリーチ、参加支援の件数については支援プランの決定件数となっておりますが、令和6年度はより積極的にプランを作成したため、件数が増えています。

下の表につきましては、会議の開催実績となっております。

重層的支援会議は、個人情報共有について本人から同意を得られているケ

ースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプランの策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

支援会議は、複合化・複雑化した課題があり、支援が必要であるにも関わらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケースについて、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の参加者には、社会福祉法第106条の6の規定に基づき守秘義務が課されます。

次のページご覧になってください。スライド番号3になります。こちらは、令和5年度における重層的支援会議と支援会議の参加機関の内訳です。課題が複合化・複雑化した障害を抱える方のケースも多く取り扱ひまして、右上に記載のありますとおり、障害分野の関係機関の方々にも多くご参加いただきました。

そのページの下のスライド番号4になります。ごみ屋敷のケースについては、衛生指導課やクリーン推進課など福祉部署以外の部署にもご参加いただいております。

次のページ上の段、スライド番号5になりますが、こちらは令和5年度に重層的支援会議で取り扱ったケースの概要ですが、第3回の「難病未治療の母。子育てなど多問題を抱える家族」や第8回の「障害のある子を複数抱える世帯」などのケースを取り扱ひました。

下のスライド番号6になります。こちらは令和5年度に支援会議で取り扱ったケースの概要ですが、第1回や第2回のケースのように、精神疾患が疑われる方は客観的に見ると支援が必要と思われるケースであっても、本人は支援を望んでいなかったり、関係機関の介入を拒否しているといったケースを主に取り扱ひました。

次のページご覧ください。上のスライド番号7になります。ここから、重層的支援会議で取り扱った具体的な事例を2ケース紹介させていただきます。実際に取り扱ったケースを一部加工しておりますのでご了承ください。

1つ目の事例です。支援対象者は、50代女性、同居者はなく、無職。障害者手帳なしで生活保護も未受給で、預貯金で暮らしていました。父親は令和4年に逝去、母親は令和6年に逝去され一人暮らしとなった方です。近隣市に叔母が住んでおりますが、兄弟である長男は音信不通の状況でした。

スライド8になります。相談経緯でございますが、同居していた母親が自宅で亡くなり、母親を支援していた地域包括支援センターとしては対応終了の予定ではありましたが、家族支援の観点から本人にも課題があるため、今後の支援についてさーくるに相談があったケースになります。

「2年前に自転車で転倒し、足を怪我してから足の裏で立つことができなくなり、膝立ちの状態の家の中を移動している」、「金銭の引き出しや買い物に関して

は叔母や近隣住民が手伝ってくれていたが高齢化しており先々が心配」、「地域とのつながりが希薄である」などの課題がありました。

次のページの上の段、スライド番号 9 をご覧ください。この事例に対し、参加した部署・機関の一覧です。

本人が 50 代であり、障害者手帳もなく、預貯金で暮らしている状況ではありますが、歩行が困難という健康面の課題や医療的な観点、今後のことなどを考慮した上で、参加を呼びかけました。

スライド 10 になります。参加者から出た意見・提案等ですが、地域包括支援センターからは母親に関わっていたところから家庭の状況について説明をしてもらい、在宅医療支援拠点ふなぼーとからは、過去受診時に異常がなく、原因がわからないとしても、現在歩行ができていない状況であることから、今一度診察を受け、リハビリを行う必要がある、また、通院できないのであれば訪問診療という手段もあると提案がありました。保健センターからは、支援の可能性として、買い物支援や宅配サービスの利用、保健師が訪問しての健康相談や、歩行ができるようになれば体操の場の提供は可能ではないかとの意見をいただきました。また、地区社協からは、地域で傾聴ボランティアをしている人がいるので、希望があればつなぐことは可能との意見がありました。

その後、会議での意見・提案を踏まえ、医療機関の受診勧奨、親が亡くなったことによる相続関係の整理のための弁護士相談、傾聴ボランティアにつなぐなどの支援プランとなりました。

次のページご覧ください。スライド番号 11 になります。ここからは会議後の支援経過ですが、支援内容として、ふなぼーとから紹介のあった医療機関を受診したところ、様々な疾患が見つかり、大学病院に入院、治療が行われました。退院後は訪問看護を導入、身体障害者手帳の取得、介護保険の認定、ふれあい収集の導入、弁護士との受任契約を締結、軽度生活援助員や食品配達サービスが導入されました。

支援中の様子ですが、リハビリを受け、杖をついての自力歩行が可能となりました。また、本人は軽度生活援助員の担当ボランティアとの会話を楽しみにしているとのことでした。

さらに、本人の希望というものも出てきて、「稼げるなら稼ぎたい」という就労意欲が出ました。

スライド番号 12 になります。これらの取り組みの関係者の整理ですが、支援導入前に関わっていた地域包括支援センターに代わり、弁護士、医療機関、軽度生活援助員、ふれあい収集が入ったという関係図へと変化しております。

次のページ、スライド番号 13、会議後の支援状況をまとめますと、様々なサービスを導入することで、生活支援と同時に見守りの体制が構築できました。ま

た、歩行ができるようになったことで、居場所に参加する、他者との交流を持つなどの行動変容が見て取れました。さらに、就労意欲も出たことで、時期を見て新たな提案もできる状況となりました。

重層的支援会議を通じて、様々な関係者と連携することにより、これまではどの制の対象にもならない状況の方であっても、様々な検討を行っていくうちにサービスが利用できたり、自立への支援につながる事が分かってきました。

下のスライド番号 14 になります。

続きまして、2 つ目の事例です。

支援対象者は、20 代男性、20 代の妹と同居、アルバイト経験はあるが現在無職、精神障害者保健福祉手帳ありで生活保護受給中の方です。母親は令和 6 年に逝去され、父親は音信不通の状況でした。

次のページ、スライド番号 15 を選んでください。相談経緯でございますが、他市で母・本人・妹の 3 人で生活していましたが、母が病気で急逝し、妹と二人暮らしとなりました。その後、家賃滞納により船橋市へ転居したため、転居前に本人たちを支援していた中核地域生活支援センターからさーくるに相談があったケースになります。本人と妹はともに生活保護を受給しておりましたが、妹は令和 7 年 4 月から就労を開始したため、令和 8 年 4 月までに転居することを目標に本人と世帯分離しております。

本人は統合失調症、うつ病、ADHD の診断を受け、「船橋市へ転居後も家賃滞納を繰り返しており、本人・妹ともに金銭管理に不安がある」、「本人・妹ともに部屋が片付けられない」などの課題がありました。

スライド 16 をご覧ください。この事例に対し、参加した部署・機関の一覧です。生活保護受給中であるため生活支援課の担当ケースワーカーや相談支援事業所、金銭管理に課題があることから高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の参加を呼びかけました。

次のページ、スライド 17 をご覧ください。参加者から出た意見・提案等ですが、さーくるが最近本人や妹と連絡が取れなくなっているという状況に対して、相談支援事業所からは、「ヘルパー訪問時は本人が在宅していることが多いため、そのタイミングを狙って連絡を取るのがよい」という提案や、「ぱれっと」からは、「日常生活自立支援事業を利用し、金銭管理を支援するが、事業利用のために市内支店の口座を開設する必要がある」との説明がありました。

また、妹はいまだ部屋を片付けられない状況のため、転居して一人暮らしができるかが心配であるという話が出ました。

次のページの下、スライド番号 18 をご覧ください。会議での意見・提案を踏まえ、本人については日常生活自立支援事業でぱれっとが行う具体的な支援内容や、妹については、一人暮らしができるかが心配であることから、生活状況を

確認しつつ、見守りを継続することや障害者手帳がなく障害福祉サービスが使えないため、インフォーマルなサービスが利用できないかの検討、生活支援課の指導指示等を支援プランに盛り込みました。

重層的支援会議を行い関係機関が一堂に会すことで関係機関同士の役割分担が行えました。

また、障害福祉サービスの調整だけではなく、障害者手帳がない妹の支援についても検討が行えた会議となりました。

関係者の整理ですが、転居前に関わっていた中核地域生活支援センターに代わり、多くの関係機関が支援を開始した図となっております。

最後に今後の方向性についてでございます。重層的支援体制整備事業を開始して今年度で3年目となりますが、特に相談支援においては支援経過の共有方法や会議の運営方法など、試行錯誤しながら進めております。重層事業はさーくるや福祉政策課・地域福祉課だけでなく、市全体として関係機関の皆様と一緒に推進していくものでございますので、障害分野の皆様からもご意見をいただきながら、改善が必要なところは改善していきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願います。

申し訳ございませんが、この場をお借りしてぜひお礼を申し上げたいことがございますので、お時間ください。

皆さん、地域福祉課では避難行動要支援者対策基本法に基づきまして、自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対して個別避難計画の作成を進めております。

事業所の皆様にご協力いただきまして、障害者について作成しております。おかげさまで少しずつでございますが、着実に計画がまとまってきておりますものの、業務に加えて個別避難計画の作成にもご協力いただきまして、本当にありがとうございます。

皆様のお力をお借りしながら、これからもよろしく願います。以上でございます。

○小松会長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○池田委員

重層的支援会議に挙げられた相談については何らかの支援に繋がっているのでしょうか。

○事務局（地域福祉課長）

会議を行ったもの、行わなかったもの、いろいろあります。

会議を行っていただいたものにつきましては、ご相談いただいたことについては、どこに繋がたらいいか、どこに繋がったらいいかっていうことで、繋がり先をいろいろ探りながら適切な機関に繋がってきております。

○池田委員

新規相談件数となっているものは、全て支援に繋がっているということでしょうか。

○事務局（地域福祉課長）

新規相談件数は数多くありますけども、その中には複雑ではない事例、簡単には解決しない事例もあるので、必要な支援に繋がります。

○清水委員

重層の事業の流れについて説明いただきましたが、まだ懸念があります。

私は重層的支援会議に参加させていただきましたが、資料 7-1 の「断らない相談」、「包括的相談支援事業」というところで、まず一次相談で何をされてきたのか、何が課題なのかまったく分からないまま、二次相談が行われており、会議の中でなかなか議論が深まらないというような印象を受けています。

庁内連携が一次相談の大きな役割と理解しています。

相談者がどこの課に相談しても断らないということだと思いますが、相談を受ける中でどのような課題が抽出されたのか。多分議論された上で、多機関協働が必要だと考えたわけだと考えます。

一次相談から二次相談の間に移行するかというところで、課題が抽出されているのだろうと思いますが、それが見えません。

その後の評価はどうだったのか、今後どうするつもりなのかというのが、内容が複雑だからということもあるのですが、わかりません。

評価の後の報告は半年に 1 回されていると思いますが、私どもには届いていないのです。

細かいことを言うと、事業としてはわかります。ただ、それが船橋としてどうなのかというところで今日お話いただきたく思っていました。

その点で、地域福祉課さんにはその後も含めた事例についてお話いただきました。

障害福祉の中では、一次相談にあたる会議は担当者会議がそれにあたりますが、重層事業のように地域共生社会を念頭においてやっているわけではないで

す。その都度、関わっている関係機関が課題に合わせて集まり対応するものです。

根本的な問題は世帯における生活課題が大きく関わっている。ケースに対して世帯支援をどうするのかというところを普段考えています。もちろん障害の分野だけに留まらないこともあります。医療・介護・教育など必要な機関がハブとなり課題対応について進めます。一次相談においても課題抽出のためのミニ重層的な場があると良いのかと。そこで出される課題をまとめフロー図の流れに沿って、今後船橋が取り組んでいけるのかそこに上がったものを検討し、多機関協働の必要性により二次相談へ。そもそも多岐にわたる問題が多い事から課題別の担当課のみではなく、複数の課が一緒になって解決するという仕組みと理解しています。

重層的支援事業に挙げられるケースは、問題が複合的になっていて、課題を整理して、それぞれの課題に対して支援をしていく具体的なプロセスが必要です。

今後は二次相談で課題の明確化、方向性を示していただきたいと思ひますし、議論が深まらないまま会議が終わってしまうことを本当に懸念しています。

そういったところを先日さーくるともこのことについて話をしておきまして、役に立てるところは立ちたいと考えています。一次相談の役割をもっと向上させた方が良いと感じています。

○小松会長

要望ということでよろしいでしょうか。高齢者から児童、障害者、本当に様々関係する部署がある大変な苦勞からと思ひます。船橋でなんとか取りまとめていただければと思ひます。

○山田委員

この会議がどう動いているのか、清水さんのお話からもわかりました。つまり、最初に相談を受ける部署はさーくるや地域福祉課になるということでしょうか。そこから課題を整理して、重層的支援会議を招集するということがよろしいですか。

○事務局（地域福祉課長）

相談を受ける場所、窓口と言うと必ずしもさーくるという訳ではないです。障害がある方の関係で障害福祉課の窓口を通じて持ち込まれることもありますし、高齢者、先ほどの事例にもありましたけども、包括支援センターで関わっていた方だけけども、世帯の他の方にもいろいろあるということでも持ち込まれることもあります。実際いろんな場所で相談を受けます。二次相談で重層を通して、いろんな所に繋がっていくと言う時にさーくるに話が持ち込まれるような流れと

なります。

○山田委員

分かりました。ありがとうございます。断らずにサービスを受けるというのは重要なことだと思いますし、児童、介護、障害は、すごく複雑な細かな課題が見えてくるのだらうと思います。

もう一つご質問なのですが、私は地域活動支援センターを長年やっているのですが、この資料の中の上の段で地域づくり支援っていうところに地域活動支援センターの補助や設置ということが書かれておりますけれども、これはこの重層的支援体制整備事業に向けて地域活動支援センターの役割をまた見直しているか、そこに新たな役割を期待していると思っております。

○事務局（福祉政策課長）

こちらの地域づくり支援事業に該当する、現在のサービスというものに、そのメニューの中に地域生活支援センターの補助ですとか、活動がありますので、当然そこにご相談に来た方が参加されるというようなことを目的にそこを補助するというような意味合いがあります。

ですので、やはり重層の対象の方がご自宅にずっといて社会との繋がりがないうところでは何か参加するところがないかなというところで、こういった既存事業が該当するというふうに思っていたらありがたいと思います。

○山田委員

重層的支援会議を開くという取り組みというのは、この市内全体でも相談が来た時に関係する課ということではなく、いろいろな課が関わって解決していかなければいけないという事例は今までもたくさんあったと思います。

特に私が受けている相談では教育委員会と障害福祉課の連携とか、そういうことが非常に必要だと思われる事例のご相談を受けており、そうした場合にその会議を開いていただくのに結構労力を要するという経験をしています。

こちらから教育委員会にお願いし、障害福祉課にお願いし、このような課題についてメールが来て、会議を開いていただいてそこで課題解決に向かっていくわけです。こうしたことが、市内でもっと速やかに、重層的支援会議のように、この課題の解決にはいくつもの課が必要なのだなということをやったりそれぞれの課で認識していただいて連携していただくと、この重層的支援会議にかからない問題であっても、もっと解決が進んでいくのではないかと思います。

その実際困っている障害のある方の課題の解決に、このような連携が必要なのではないかということを考えさせられました。どうか全庁的にも取り組んで

いただきたいというお願いです。よろしくお願ひいたします。

■閉会

○小松会長

最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

次回以降の開催に関するご連絡をいたします。

今回の開催時期は、1月ごろを予定しておりますが、次回までの期間が短いことや、今後予定している第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会にてご対応できることも多い環境となることもあり、緊急の議題がない場合は、開催を見送ることも検討しております。

開催する場合の日時・議題については、今後検討し、皆様にご案内いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、令和8年度の自立支援協議会におきましては、5月、8月、1月の全3回を予定しております。

こちら開催日時・議題については、今後検討し、皆様にご案内いたします。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了します。